# 指定管理者の指定について(練馬区立勤労福祉会館)

### 1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立勤 労福祉会館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

# 2 指定管理者

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号

(3) 代表者

理事長 大塚 國敏

# 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

#### 4 選定の経過

平成27年4月22日 第1回指定管理者選定小委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価

基準、指定の期間の審議)

5月15日 平成27年度第1回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価

基準、指定の期間の審議結果の報告)

7月14日 第2回指定管理者選定小委員会

(募集要項の審議)

8月1日 ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始

8月12日 募集説明会(参加団体数3)

8月24日~9月1日 応募書類受付(応募団体数1)

9月4日 経営診断委託

10月14日 第 3 回指定管理者選定小委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、応募団体の評

価、採点)

11月10日 平成27年度第2回指定管理者選定委員会

(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

# 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、応募団体のこれまでの経験や実績を生かした提案が行われていること、堅実かつ具体的な提案がされていること等の理由により特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構が練馬区立勤労福祉会館(以下「会館」という。)を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

売上高経常利益率は高くないが、対総資本、自己資本でみた利益率は非常に良好である。また、借入金もなく、安定した経営状況にある。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、情報公開規程および情報セキュリティポリシー規程が整備されている。

個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理にあたる個人情報保護管理責任 者を設置するなど、個人情報保護についての意識が高く、団体運営の透明性・公正性 は確保されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則が整備されており、それに基づく運用が行われている。また、職員のコンプライアンス意識向上を目的とした研修実施について提案がある。

理事会の構成は適正であり、定期的に開催されている。

# (4) 運営実績

平成20年度から平成26年度まで7年間、会館の指定管理者として運営した実績があり、その期間における利用者からの評価も良好である。加えて、平成18年度から練馬区立男女共同参画センターの管理を担っており、今後も継続的かつ安定した施設運営が期待できる。

#### (5) 効率的運営・効率化への取組

提案事業の充実を図るなど、利用率の向上と収入増加に関する具体的な提案があり、 運営効率化への取組が期待できる。また、節電に関する取組を積極的に行っており、 これまでも区が定めた削減目標を上回る実績を上げている。

### (6) 受託への熱意・意欲

団体の提案内容は、会館の設置目的に沿ったものであることに加えて、利用者の視点に立ったものであり、優れた内容であると評価できる。また、新たな事業提案を行うなど、引き続き質の高いサービスを提供していく積極的な姿勢がうかがえる。

#### (7) 施設管理の安全性への配慮

施設管理上のリスクの発生回避・低減について、具体的、かつ、きめ細やかな配慮がなされており、区の求める基準よりも高い提案がなされていると評価できる。また、不測の事態に備え、職員全員が救命講習を受講しているほか、定期的に危機管理マニュアルに基づく勉強会を開催することなど、危機管理に関する継続的な取組がなされていることも評価できる。

#### (8) 施設管理運営体制

区の方針や事業について、十分に理解しており、区の取組に対する協力が期待できる。また、現在のサービス水準の維持を基本としつつ、利用団体の利便性向上に向けた具体的な提案があること、緑のカーテンづくりに取り組むなど環境負荷の低減に努めていること、近隣町会や近隣商店会とともに、まちの清掃に取り組んでいることなどが評価できる。

#### (9) 利用者への対応(接遇を含む。)

利用者の立場に立った接遇を職員に徹底している。利用者一人ひとりの異なるニーズを正確に把握し、利用者の期待に応えるサービスを提供することを提案しており、これまでの運営実績からも、接遇に関して十分に期待ができる。また、公平・公正な対応をすること、人権に関する研修を実施することなどについても具体的な提案があ

り、区の考えに対して、真摯に取り組む姿勢がうかがえる。

### 10 職員の育成

接遇などの基本的な研修から、男女共同参画社会の実情、労働法、人権、消火訓練などの研修に職員を参加させるなど、職員の育成に取り組んでいる。また、消防署および警察署と連携して防災・防犯訓練を実施するなど、施設運営の向上に努めている。

#### (11) 団体の理念・姿勢

「すべての人間の尊厳を踏まえた共生社会の実現」という法人理念を実現するため、 障害者の生活支援活動と就労促進支援に関する事業などに取り組んでいる。また、法 人独自のホームページ、機関誌などにより、団体の理念の周知に努めている。

# (12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員は全て区民を雇用する計画であり、高く評価できる。業務の再委託先や、物品の調達先に関しては、可能な限り区内事業者を活用することを提案しており、区内事業者の積極的な活用が期待できる。

# (13) 区内事業者か否か

応募団体は、区内事業者である。

# (14) 施設特性に応じた提案

応募団体の有するノウハウを生かした多種多様な事業提案があり、会館の活性化に 資すると認められる。

また、施設の設置目的に沿った事業として、労働相談事業や資格取得支援講座等の実施について提案があるとともに、地域との連携に関する事業提案もある。

# 指定管理者選定の審査結果(練馬区立勤労福祉会館)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性		
(1) 利益を上げる力の有無		
② 事業効率の状況	5 点	4 点
(3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無		
(5) 経営の安全性		
2 団体運営の透明性・公正性		
(1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	4 点
② 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無		
3 団体運営における法令等の遵守状況		
(1) 法令等の遵守状況 (労働関係法令の遵守を含む。) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性	5 点	4 点
③ 理事会・役員会などの定期的開催		
4 運営実績		
(1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無	5 点	4 点
(2) 既に運営している施設の状況	5 m	- <i>m</i>
(3) 過去のトラブルへの対応状況	<u> </u>	
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性		
(2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況	40 -	o
③ 再委託の範囲の適正性	10 点	8 点
⑷ 事業計画と収支計画の適正性		
(5) 経営努力に関する提案内容		
6 受託への熱意・意欲	r 🛨	r <u>+</u>
(1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5 点	5 点
7 施設管理の安全性への配慮		
(1) 日常的な点検体制の有無・程度	40 ±	o⊥⊨
② 危機管理体制の有無・程度	10 点	8 点
③ 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢		
8 施設管理運営体制		
(1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容		
(3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	10 点	8 点
(4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解		
(5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力		
9 利用者への対応(接遇を含む。)		
(1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無	10 上	o ⊭
(2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢	10 点	点 8
(4) 職員の接遇に関する取組		
10 職員の育成	- 上	л <del>上</del>
(1) 職員に対する研修体制	5 点	4 点
11 団体の理念・姿勢		, -
(1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容	5 点	4 点
② 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 12 区民雇用の促進・区内事業者の活用	-	
12   区民雇用の促進・区内事業者の活用   (1)   区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。)	15 点	15 点
② 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達		. 5 ////
13 区内事業者か否か	5 点	5 点
(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	ノ؊	ンボ
14 施設特性に応じた提案		
(1) 勤労者等の文化や教養の向上に関する事業の提案内容 (2) 勤労者等の健康の維持増進に関する事業の提案内容	5 点	4 点
(3) 地域との連携に関する事業の提案内容		
合 計	100 点	85 点
	100 m	~ ~~